〇横浜市公会堂条例

昭和 28 年 3 月 5 日 条例第 1 号

注 昭和60年6月から改正経過を注記した。

横浜市公会堂条例をここに公布する。

横浜市公会堂条例

(目的及び設置)

第1条 市民の集会その他各種行事の用に供する目的をもって、公会堂を次のように設置する。

名 称	所 在 地
横浜市鶴見公会堂	横浜市鶴見区
横浜市神奈川公会堂	横浜市神奈川区
横浜市西公会堂	横浜市西区
横浜市開港記念会館	横浜市中区
横浜市南公会堂	横浜市南区
横浜市港南公会堂	横浜市港南区
横浜市保土ケ谷公会堂	横浜市保土ケ谷区
横浜市旭公会堂	横浜市旭区
横浜市磯子公会堂	横浜市磯子区
横浜市金沢公会堂	横浜市金沢区
横浜市港北公会堂	横浜市港北区
横浜市緑公会堂	横浜市緑区
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉区
横浜市都筑公会堂	横浜市都筑区
横浜市戸塚公会堂	横浜市戸塚区
横浜市栄公会堂	横浜市栄区
横浜市泉公会堂	横浜市泉区
横浜市瀬谷公会堂	横浜市瀬谷区

(昭 60 条例 22·平 2 条例 33·平 6 条例 40·平 8 条例 29·平 11 条例 7·一部改正)

(許可)

第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長(第5条第1項又は第2項の規定により同条第1項第1号に掲げる業務を同項又は同条第2項に

規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせる場合にあっては、 当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第9条第1項及び第3項並びに第14 条において同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに 該当するときは、使用又は利用を許可しない。

- (1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 管理上支障があるとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(平 19 条例 32・平 22 条例 27・平 23 条例 48・一部改正)

(期間)

第3条 公会堂の使用期間又は利用期間は、引き続き3日を超えることはできない。但し、市長が特別の必要があると認めたときは、この限りでない。

(平 19 条例 32·一部改正)

(開館時間等)

第4条 公会堂の開館時間その他その供用について必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者の指定等)

第 5 条 <u>別表第 1</u> に掲げる公会堂の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。

- (1) 公会堂の施設及び附属設備の利用の許可等に関すること。
- (2) 公会堂の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定める業務
- 2 <u>別表第2</u>の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の右欄に掲げるスポーツセンター(<u>横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号)第1条</u>に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。)の<u>同条例第4条第1項</u>各号に掲げる業務(以下これらの業務を「管理業務」という。)は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。
- 3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。
- 4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める 書類を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを 指定管理者として指定する。
- 6 第 2 項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の 規定にかかわらず、市長は、第 4 項及び<u>横浜市スポーツ施設条例第 4 条第 4 項</u> の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及び

スポーツセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認めたものを指定管理者として指定する。

7 市長は、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、<u>別表第3</u>の右欄に掲げる担任事務の区分に応じ、それぞれ<u>同表</u>の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(平 19 条例 32・追加、平 22 条例 27・平 23 条例 48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

第6条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したと きは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平 19 条例 32・追加)

(管理の業務の評価)

第7条 指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、<u>第5条第1項</u>各号に掲げる公会堂の管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平 23 条例 48 · 追加)

(使用料)

第8条 <u>第2条</u>の規定により公会堂の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、後納することができる。

- 2 使用料は、別表第4の範囲内で市長が定める。
- 3 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収し、又は主として営利を目的とするときの使用料額は、前項に規定する使用料の 10 割増の範囲内で市長が 定める。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 4 使用者が使用時間を超過して使用したときは、前2項に規定する使用料の3 割増の範囲内で市長が別に定める使用料を納付しなければならない。ただし、 附属設備の使用料については、この限りでない。
- 5 使用当日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日であるときは、前各項に規定する使用料の2割増とする。ただし、附属設備の使用料については、この限りでない。
- 6 市長は、公益その他を目的とするもので、特別の事由があると認めたときは、 使用料を減免することができる。
- 7 既納の使用料は返還しない。但し、市長が特別の事由があると認めたときは、 この限りでない。

(平 19条例 32・一部改正、平 19条例 32・旧第 5条繰下・一部改正、平 22条例 27・一部改正、平 23条例 48・旧第 7条繰下・一部改正)

(特別の設備)

第9条 使用者又は<u>第2条</u>の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けて、特別の設備をすることができる。

- 2 使用者又は利用者は、前項に規定する設備をしたときは、使用又は利用後、 直ちにこれを撤去し、原状に復さなければならない。
- 3 使用者又は利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、市長は当該 義務者に代わって執行し、その費用を当該義務者から徴収する。

(平 17条例 45・旧第 7条繰上、平 19条例 32・旧第 6条繰下・一部改正、平 23条例 48・旧第 8条繰下)

(利用料金)

第 10 条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、<u>別表第5</u>に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用者が利用時間を超過して利用したときは、前項に定める利用料金の3割増の額の範囲内で指定管理者が市長の承認を得て別に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、附属設備の利用料金については、この限りでない。
- 4 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で 定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平 19条例 32・追加、平 22条例 27・一部改正、平 23条例 48・旧第 9条繰下・ 一部改正)

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平 19条例 32・追加、平 23条例 48・旧第 10条繰下)

(利用料金の不返環)

第 12 条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平 19条例 32・追加、平 23条例 48・旧第 11条繰下)

(損害の賠償)

第 13 条 使用又は利用中に、建物又は附属設備及び器具等を破損し、又は減失したときは、何人の行為であるかを問わず、使用者又は利用者は、市長の定めるところにより、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平 17条例 45・旧第 8条繰上、平 19条例 32・旧第 7条繰下・一部改正、平 23条例 48・旧第 12条繰下)

(許可の取消等)

第 14 条 市長は、使用者若しくは利用者又は使用者の使用目的若しくは利用者の利用目的に応じて入館した者等が、次のいずれかに該当するときは、使用若しくは利用の許可を取り消し、その使用若しくは利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることがある。

- (1) この条例に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基く指示に違反したとき。
- (3) 第2条但書に該当する事由が発生したとき。

(平 17 条例 45・旧第 9 条繰上、平 19 条例 32・旧第 8 条繰下・一部改正、平 23 条例 48・旧第 13 条繰下)

(使用者等の損害)

第 15 条 前条によって行う処分又は指示によって使用者又は利用者に生じた 損害については、本市は一切その責に任じない。但し、本市の責に帰すべき理 由による場合は、この限りでない。

(平 17 条例 45・旧第 10 条繰上、平 19 条例 32・旧第 9 条繰下・一部改正、平 23 条例 48・旧第 14 条繰下)

(指定管理者選定委員会)

第 16 条 <u>別表第 3</u>の右欄に掲げる担任事務を行うため、それぞれ<u>同表</u>の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

- 2 選定委員会は、それぞれ市長が任命する委員 10 人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、 市長が定める。

(平 23 条例 48・追加)

(委任)

第 17 条 この条例実施のための手続その他その執行について必要な事項は、 市長が定める。

(平8条例29・旧第17条繰上、平17条例45・旧第12条繰上、平19条例32・旧第11条繰上、平19条例32・旧第10条繰下、平23条例48・旧第15条繰下) 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 神奈川会館使用条例(昭和5年4月横浜市条例第6号)は、廃止する。

附 則(昭和 29年6月条例第 23号)

この条例の施行期日は、規則で定める。

(昭和 29 年 6 月規則第 30 号により同年同月 18 日から施行)

付 則(昭和33年7月条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和 33 年 12 月条例第 49 号)

l この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 34 年 6 月規則第 21 号により同年同月 15 日から施行)

2 開港記念横浜会館使用料条例(大正6年11月横浜市条例第6号)は、廃止する。 付 則(昭和35年6月条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、港北公会堂に係る改正規定は、 規則で定める日から施行する。

(昭和 35年 11月規則第 66号により同年 12月 1日から施行)

付 則(昭和36年3月条例第7号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和36年8月規則第52号により同年9月1日から施行)

付 則(昭和 37年 12月条例第 40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 37年 12月規則第 88号により同年同月 25日から施行)

付 則(昭和39年3月条例第62号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

付 則(昭和39年12月条例第109号) 抄

この条例は、昭和40年1月1日から施行する。

付 則(昭和41年3月条例第5号) 抄

この条例は、昭和41年5月1日から施行する。

付 則(昭和 42年3月条例第 16号)

この条例中第 1 条の改正規定、第 10 条の次に 5 条を加える改正規定及び別表中磯子公会堂に係る改正規定は規則で定める日から、その他に係る改正規定は昭和 42 年 4 月 1 日から施行し、施行日以後の使用許可申請に係るものから適用する。

(昭和 42 年 6 月規則第 51 号により第 1 条の改正規定、第 10 条の次に 5 条を加える改正規定及び別表中磯子公会堂に係る改正規定は、同年同月 15 日から施行)

付 則(昭和 46 年 3 月条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、横浜市港南公会堂、横浜市旭公会堂、横浜市金沢公会堂及び横浜市瀬谷公会堂に係る改正規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和 46 年 6 月規則第 62 号により横浜市金沢公会堂に係る改正規定は、同年 6 月 15 日から施行)

(昭和 46 年 6 月規則第 66 号により横浜市瀬谷公会堂に係る改正規定は、同年 7 月 5 日から施行)

(昭和 46 年 10 月規則第 89 号により横浜市旭公会堂に係る改正規定は、同年同月 6 日から施行)

(昭和 46 年 11 月規則第 102 号により横浜市港南公会堂に係る改正規定は、同年同月 8 日から施行)

付 則(昭和 47年3月条例第 26号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 47 年 5 月規則第 66 号により同年 5 月 15 日から施行)

付 則(昭和 47 年 4 月条例第 38 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 47 年 5 月規則第 84 号により同年 6 月 5 日から施行)

付 則(昭和 48 年 6 月条例第 49 号)

この条例は、公布の日から施行し、同日以後の申込みに係る使用料から適用する。

付 則(昭和49年3月条例第34号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和49年4月規則第44号により同年同月22日から施行)

附 則(昭和50年6月条例第32号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和50年7月規則第77号により同年同月28日から施行)

附 則(昭和51年3月条例第10号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に申込みを受けた結婚式場の利用に係る使用料から適用する。

附 則(昭和51年11月条例第59号)

この条例は、昭和51年11月29日から施行する。

附 則(昭和 52 年 12 月条例第 62 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年1月規則第3号により同年4月1日から施行)

附 則(昭和53年6月条例第16号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和53年9月規則第113号により横浜市戸塚公会堂に係る改正規定は同年10月11日から、横浜市港北公会堂に係る改正規定は同年11月14日から施行)

附 則(昭和53年9月条例第60号)

この条例は、昭和53年9月10日から施行する。

附 則(昭和55年7月条例第38号)

この条例は、昭和 55 年 7 月 28 日から施行する。

附 則(昭和56年12月条例第59号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年 3 月規則第 19 号により横浜市保土ケ谷公会堂に係る改正規定は同年 4 月 29 日から、その他の改正規定は同年 4 月 28 日から施行)

附 則(昭和58年6月条例第29号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和58年7月規則第70号により同年8月1日から施行)

附 則(昭和60年6月条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和60年7月規則第58号により同年10月12日から施行)

附 則(平成2年9月条例第33号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成2年12月規則第95号により横浜市泉公会堂に係る改正規定は平成3年5月11日から、横浜市栄公会堂に係る改正規定は平成3年5月15日から施行)附 則(平成6年9月条例第40号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成6年11月規則第115号により平成7年4月25日から施行)

附 則(平成8年6月条例第29号)

この条例は、平成8年8月1日から施行する。

附 則(平成11年2月条例第7号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 5 月規則第 55 号により同年 11 月 16 日から施行)

附 則(平成 17年3月条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 5 月条例第 32 号)

最近改正 平成 19 年 9 月 28 日条例第 46 号

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は公布の日から、第3条の規定(横浜市瀬谷公会堂に係る部分を除く。) は平成20年4月1日から施行する。

(平成 22 年 10 月規則第 66 号により同年 11 月 1 日から施行)

(平 19 条例 46·一部改正)

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の横浜市公会堂条例 第10条第1項の規定によりなされている許可及びその許可を受けている者に 係る使用料等については、その許可の残存期間に限り、なお従前の例による。 附 則(平成19年9月条例第46号)

この条例中、第1条の規定は平成20年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月条例第 30 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 6 月条例第 36 号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 6 月条例第 27 号)

この条例中、第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 6 月条例第 33 号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月条例第 48 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

附 則(平成 26 年 6 月条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市磯子公会堂 に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても 行うことができる。

附 則(平成 26 年 12 月条例第 86 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 27 年 3 月規則第 10 号により別表第 3 横浜市港北公会堂指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える改正規定並びに同条例附則第 2 項及び第 3 項(横浜市西公会堂に係る部分に限る。)の規定は、同年 4 月 1 日から施行) (平成 27 年 4 月規則第 60 号により附則第 3 項(横浜市戸塚公会堂に係る部分に限る。)の規定は、同年 6 月 10 日から施行)

(準備行為)

2 この条例による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市緑公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

3 附則第1項ただし書に規定する改正規定による改正後の横浜市公会堂条例の規定に基づく横浜市西公会堂及び横浜市戸塚公会堂に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、当該改正規定の施行前においても行うことができる。別表第1(第5条第1項)

(平 19 条例 32・追加、平 19 条例 46・平 20 条例 30・平 21 条例 36・平 23 条例 33・平 26 条例 35・一部改正)

横浜市鶴見公会堂

横浜市神奈川公会堂

横浜市南公会堂

横浜市港南公会堂

横浜市保土ケ谷公会堂

横浜市旭公会堂

横浜市磯子公会堂

横浜市金沢公会堂

横浜市港北公会堂

横浜市都筑公会堂

横浜市泉公会堂

横浜市瀬谷公会堂

別表第2(第5条第2項)

(平 22 条例 27・追加)

公会堂	スポーツセンター	
横浜市青葉公会堂	横 浜 市 青 葉 スポーツセンター	
横浜市栄公会堂	横 浜 市 栄 スポーツセンター	

別表第3(第5条第7項、第16条第1項)

(平 23 条例 48・追加、平 26 条例 35・平 26 条例 86・一部改正)

名 称	担任事務
横 浜 市 鶴 見 公 会 堂 指 定 管 理 者 選 定	横浜市鶴見公会堂の指定管理者の候補者の選定
委 員 会	等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川公会堂指定管理者選	横浜市神奈川公会堂の指定管理者の候補者の選
定委員会	定等についての調査審議に関する事務
横 浜 市 南 公 会 堂 指 定 管 理 者 選 定 委	横浜市南公会堂の指定管理者の候補者の選定等に
員 会	ついての調査審議に関する事務
横 浜 市 港 南 公 会 堂 指 定 管 理 者 選 定	横浜市港南公会堂の指定管理者の候補者の選定
委 員 会	等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ケ谷公会堂指定管理者選	横浜市保土ケ谷公会堂の指定管理者の候補者の選
定委員会	定等についての調査審議に関する事務

横浜市旭公会堂指定管理者選定委員会	横浜市旭公会堂の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
横浜市磯子公会堂指定管理者選定 委員会	横浜市磯子公会堂の指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢公会堂指定管理者選定 委員会	横浜市金沢公会堂の指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務
横浜市港北公会堂指定管理者選定 委員会	横浜市港北公会堂の指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務
横浜市緑公会堂指定管理者選定委員会	横浜市緑公会堂の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市青葉公会堂及び横浜市青葉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議 に関する事務
横浜市都筑公会堂指定管理者選定 委員会	横浜市都筑公会堂の指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務
横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市栄公会堂及び横浜市栄スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉公会堂指定管理者選定委員会	横浜市泉公会堂の指定管理者の候補者の選定等に ついての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷公会堂指定管理者選定 委員会	横浜市瀬谷公会堂の指定管理者の候補者の選定 等についての調査審議に関する事務

別表第4(第8条第2項)

(昭 60 条例 22・平 2 条例 33・平 6 条例 40・平 8 条例 29・平 11 条例 7・平 17 条例 45・一部改正、平 19 条例 32・旧別表第 1・一部改正、平 19 条例 32・旧別表・一部改正、平 19 条例 46・平 20 条例 30・平 21 条例 36・一部改正、平 22 条例 27・旧別表第 2 繰下・一部改正、平 23 条例 33・一部改正、平 23 条例 48・旧別表第 3 繰下・一部改正、平 26 条例 35・一部改正)

名称	種別	使用料(1日を単位とする。)
横浜市西公会堂	会議室	円
		8,300
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
横浜市開港記念会	会議室	6,000

館	講堂	20,500
	附属設備	6,000
横浜市緑公会堂	会議室	2,100
	講堂	29,000
	附属設備	6,000
	会議室	5,500
	講堂	29,000
	附属設備	6,000

<u>別表第5(第10条第2項)</u>

(平 19条例 32·追加、平 19条例 46·平 20条例 30·平 21条例 36·一部改正、平 22条例 27·旧別表第 3 繰下·一部改正、平 23条例 33·一部改正、平 23条例 48·旧別表第 4 繰下·一部改正、平 26条例 35·一部改正)

		別	単位	利用料金	
			平日	日曜日、土曜 日及び休日	
横浜市	会議室	入場料等を徴収しない 場合 入場料等を徴収する場	1日につき	円 3,700	円 4,440
		八場科寺を徴収りる場合	[P]	7,400	8,880
鶴 見	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市神	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	5,900	7,080
奈川 公会 堂		入場料等を徴収する場 合	同	11,800	14,160
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
	入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	

	附属設備		一式又は 1 台、1 日につき		6,000
横浜市南	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	1,800	2,160
公 会 堂		入場料等を徴収する場合	同	3,600	4,320
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		- 式又は 1 台、1 日につき		6,000
横浜市港	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	2,500	3,000
南公会堂		入場料等を徴収する場 合	同	5,000	6,000
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		- 式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市保	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	7,800	9,360
土ケ谷公		入場料等を徴収する場合	同	15,600	18,720
会堂	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は 1 台、1 日につき		6,000
横 浜 市 旭	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	4,100	4,920

公会堂		入場料等を徴収する場合	同	8,200	9,840
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		- 式又は 1 台、1 日につき		6,000
横浜市磯	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	8,600	10,320
子公会堂		入場料等を徴収する場 合	同	17,200	20,640
	リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	5,100	6,120
		入場料等を徴収する場 合	同	10,200	12,240
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市金	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	2,000	2,400
沢公会堂		入場料等を徴収する場 合	同	4,000	4,800
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市港	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	6,000	7,200

北公		入場料等を徴収する場	同	12,000	14,400
会堂		合			
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市青	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	6,500	7,800
葉公会堂		入場料等を徴収する場 合	同	13,000	15,600
	リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	5,700	6,840
		入場料等を徴収する場 合	同	11,400	13,680
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		- 式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市都	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	3,900	4,680
筑公会堂		入場料等を徴収する場 合	同	7,800	9,360
	リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	5,100	6,120
		入場料等を徴収する場合	同	10,200	12,240
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600

	附属設備		一式又は1		6,000
			台、1 日につき		
横浜市栄	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	7,400	8,880
公 会 堂		入場料等を徴収する場合	同	14,800	17,760
	リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	5,400	6,480
		入場料等を徴収する場合	同	10,800	12,960
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は 1 台、1 日につき		6,000
横京会堂	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	4,400	5,280
		入場料等を徴収する場 合	同	8,800	10,560
	リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	6,400	7,680
		入場料等を徴収する場 合	同	12,800	15,360
	講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1 台、1日につき		6,000
横浜市瀬	会議室	入場料等を徴収しない 場合	1日につき	2,300	2,760
谷公会堂		入場料等を徴収する場合	同	4,600	5,520

リハーサル室	入場料等を徴収しない 場合	同	3,000	3,600
	入場料等を徴収する場 合	同	6,000	7,200
講堂	入場料等を徴収しない 場合	同	29,000	34,800
	入場料等を徴収する場 合	同	58,000	69,600
附属設備		一式又は1 台、1日つき		6,000

(備考)

- 1「平日」とは日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日をいう。
- 2「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- 3「1日」とは、午前9時から午後10時までをいう。